

藤岡町

FUJIOKA

地域協議会だより

平成25年11月発行



No.21

藤岡地域の人口・世帯数

人口総数	16,751 人 (△ 26)
男	8,287 人 (△ 11)
女	8,464 人 (△ 15)
世帯数	5,751 世帯(8)
	外国人登録者を含む
	平成 25 年 9 月末現在
	() 内は前月比



▲ 第7回藤岡町地域協議会

平成25年度 第6回・第7回 藤岡町地域協議会

9月26日(木)、10月22日(火)、藤岡総合支所議会棟会議室で、第6回・第7回藤岡町地域協議会が開催されました。会議の主な内容については、次のとおりです。

報告事項

地域協議会の付帯意見に対する市の回答

本協議会からの意見に対し、担当課から次のとおり回答がありました。

栃木市都市計画マスタープランの地域別構想(案)について (都市整備部都市計画課)

意見① 市民アンケートの調査結果が、どの様に事業に反映するかが重要である。市民の思いを実現するために、地域住民がどの様に携われればよいか、そこに重点を置き施策すること。

意見①に対する回答 資料にある「地域別構想」の中には具体的な記載はありませんが、「全体構想」の「まちづくり基本理念」の中で、「みんなで創り上げる未来につなぐまちづくり・協働力」として、ご指摘いただいた地域住民の協働・連携について記述しております。また、「都市計画マスタープラン運用に当たっての課題」の中で、「市民が主役のまちづくりの推進・市民活躍の場づくり」として地域住民の関わりについて記述します。

意見② 計画策定にあたっては、質の高いサービス支援、住みよい環境計画の策定を切に希望する。

意見②に対する回答 医療、福祉、子育て等の「質の高いサービス支援」につきましては、都市計画マスタープランで担う部分が限られていることから、別途、相当分野の計画にて検討すべきものと考えます。なお、「住みよい環境計画」におきましては、地域づくりの方針4「防災及び生活関連施設の機能強化による安全・快適な生活環境を確保します。」と記載のとおり検討してまいります。

意見③ 藤岡地域の部門別地域整備方針の中に「巴波川の舟運の歴史(河岸の復元など)」とあるが、部屋地区でも栄えた歴史がある。その点も掘り下げていただきたい。

意見③に対する回答 良好な都市景観の形成には、地域の自然や歴史の活用は欠かせないことから、文化課をはじめとする庁内の関係課と連携を図りながら、具現化の方策等について引き続き検討してまいります。

栃木市景観計画に係る良好な景観形成のための行為の制限と景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について
 〈都市整備部都市計画課〉

意見① 良好な景観形成のための行為の制限 景観計画区域における景観形成基準(ゾーン別)にある「□栃木らしい素材の活用」の「栃木」の表現は、エリアの特定がされにくい。また、「らしい」の言葉についても、客観的な考え方が出来る文言に改めること。

意見①に対する回答 「□栃木らしい素材の活用」を「□地域の特性と自然を活かした素材」という表現に改めました。

意見② 現在造られている建造物も含めて景観だと思われる。既存施設に対しても、景観を乱すと思われるものについては考えていただきたい。

また、規制がかかる前に建てようとする事も考えられるため、早めの施行をお願いしたい。
意見②に対する回答 ご指摘のとおり、既存の建造物も含め、栃木市の景観であると認識しておりますが、現在の法令上適合

している既存建造物等の意匠形態を変更させることは、極めて難しいと考えております。

今後、市景観計画等を施行することで、既存建造物の所有者に対しても景観に関する意識啓発及び誘導を行い、良好な景観形成を図ってまいりたいと考えております。

また、施行時期につきまして、今後実施予定のパブリックコメントなどによる市民の皆様からのご意見や、庁議や市議会、都市計画審議会からの意見等を踏まえながら、計画内容に遺漏がないよう十分に検討し施行してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

意見③ 方針として「調和」を掲げているが、活気ある町並みという視点も必要である。「楽しい」、「癒し」などのプラス視点も策定することを提案する。

意見③に対する回答 今回の資料につきましては、景観計画中の「栃木市景観計画に係る良好な景観形成のための行為の制限」と「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について」の抜粋でしたが、本編にお

いて「⑥市民・企業・団体・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む」中「良好な景観を活用したイベントの開催」で地域の活性化を示しております。

また「③」景観構造別の景観形成の方針」の中で、ア)住居系市街地については「日々の暮らしが緑豊かでほっとする景観形成」とし、イ)商業・業務系市街地についても「しっとりとした趣を感じる景観形成」をテーマとしており、ご提案の「楽しい」「癒し」の視点についても内包しております。



藤岡町地域協議会研究会部会の経過報告 (総務班)

本年度、藤岡町地域協議会が実施する先進地視察研修の日程・視察先について、総務班長小曾根委員より、報告がありました。

【日程】平成25年12月12日
 【視察先】千葉県 谷津干潟(ラムサール条約登録湿地)
 『谷津干潟自然観察センター』



各委員会の出席報告

▽第10回栃木市斎場再整備検討委員会
 (田中久巳会長)

▽第5回栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会
 (山土家光幸委員)



ちょっとした疑問に お答えします



Q. 「自治会」と「地域協議会」の違いはなんですか？

A. 自治会は、地域を包括した基礎的な住民組織として、防災、防犯、環境衛生などの住民の日常生活に関わる身近な公共的活動から地域のまちづく

りまで、多岐にわたる活動を行っています。また、行政からは、住民の皆様への広報紙や行政情報の連絡・伝達を願っています。そのため、自治会は、行政にとつてのパートナーといえます。

一方、地域協議会は、住民自治の強化や充実のために地域自治法に基づいて設置されるもので、行政に地域の声を反映させることを主たる目的としています。そのため、地域協議会の委員は、各種団体などから選ばれています。



栃木市 まちづくり懇談会

ふれあいトーク

市長と市民が地域の課題について意見交換をする「まちづくり懇談会ふれあいトーク」が、市内19か所で開催されました。

藤岡地域では、10月2日から4日間、部屋地区公民館、藤岡遊水池会館、赤麻地区公民館、三鴨地区公民館で開催され、総数118人の市民が参加しました。



▲ 藤岡遊水池会館にて



◀ 参加された市民の方々

左：部屋地区公民館

右：三鴨地区公民館

9/8

渡良瀬遊水地フェスティバル2013

In 渡良瀬遊水地子供広場ゾーン

会場では、多彩なイベントブースが広がり、子どもから大人まで楽しめる「わたフェス(略称)」になりました。



藤岡地域のできごと

10/20 藤岡ふくしまつり実行委員会 主催

藤岡ふくしまつり

In 藤岡公民館・藤岡文化会館

幼稚園・保育園のアトラクションや、健康チェック、模擬店、バザーも盛況で、賑わいあるふくしまつりでした。



講演会案内



【講師】

とよしげ てつろう
豊重 哲郎 氏

【日 時】 12月15日 (日)
午後1時30分～3時30分
(1時開場)

【会 場】 藤岡文化会館ホール

【問合せ】 62-0900

藤岡地域自治会連合会事務局
(藤岡地域まちづくり課内)

藤岡地域にお住まいの皆さん
ぜひご参加ください(入場無料)

藤岡地域自治会連合会 講演会
行政に頼らない
感動のまちづくり

10/20 オールドタイムランみかも実行委員会 主催

オールドタイムランみかも2013

In 道の駅みかも

1975年製造までのバイクが、道の駅みかもを会場に一堂に会し、渡良瀬遊水地を目指して快走しました。



藤岡町地域協議会だより

発行 藤岡町地域協議会研究会
編集 広報委員会
電話 0282-62-0900
FAX 0282-62-4625
E-mail f-chiiki@city.tochigi.lg.jp

★地域協議会の情報は、栃木市公式ホームページでご覧いただけます。

地域の皆さんのご意見をお寄せください
藤岡町地域協議会では、皆さんからご意見等を多数いただいております。地域協議会にいただいた意見は、地域協議会研究会で協議し、その案件に応じた様々な手法により対応をしていくこととしています。
皆さんが投稿する際には、詳細な状況説明をいただきたい場合がありますので、氏名、連絡先等を必ず明記していただきますよう、お願いします。

今後の地域協議会開催予定
第9回藤岡町地域協議会
【日時】 12月24日(火)
午後2時から
【場所】 藤岡総合支所
議会棟2階会議室
※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。
なお、会議は非公開になる場合があります。